附則



施行期日

+ 施行期日

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法の趣旨及び内容の周知に必要な期間を勘案して、「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」を施行期日としたものであり、労働契約法の施行期日を定める政令(平成20年政令第10号)により、法の施行期日は、平成20年3月1日とされたものです。



労働基準法その他関係法律の一部改正

+ 労働基準法その他関係法律の一部改正

(労働基準法の一部改正)

第2条 労働基準法の一部を次のように改正する。第18条の2を削る。

第93条を次のように改める。

(労働契約との関係)

第93条 労働契約と就業規則との関係については、労働契約法(平成19年法律第128号)第12条の定めるところによる。

(地方公務員法の一部改正)

第3条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部を次のように改正する。第58条第3項中「、第 18条の2」を削る。

(地方公営企業法及び地方独立行政法人法の一部改正)

第4条 次に掲げる法律の規定中「並びに第18条の2」を削る。一 地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第39条第1項

二 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第53条第1項第1号

(公益通報者保護法の一部改正)

第5条 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「労働基準法第18条の2」を「労働契約法(平成19年法律第128号)第16条」に 改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第1項の規定は、労働契約法第14条及び第15条の規定の適用を妨げるものではない。 (日本年金機構法の一部改正)

第6条 日本年金機構法(平成19年法律第109号)の一部を次のように改正する。 第51条第2項中「(労働契約法(平成19年法律第128号)第14条第2項に規定する出向をい う。)」を削る。

法の制定に伴い、労働基準法第18条の2を削除すること、労働基準法第93条を改正し労働契約と就業規則との関係については労働契約法第12条の定めるところによる旨を規定すること等の労働基準法その他の関係法律の規定の整理を行ったものです。